

会 議 録（要点記録）

会 議 名	小金井市緑センター事業運営委託に係る説明会
事 務 局	公民館及び図書館
開 催 日 時	令和５年５月２８日（日）午後２時００分から午後３時１０分
開 催 場 所	公民館緑分館 学習室
出 席 者	１５名
事 務 局 員	梅原生涯学習部長 内田図書館長 吉田図書館庶務係長 香川図書館奉仕係長 若藤図書館緑分室長 櫻庭主事 鈴木公民館長 渡邊公民館庶務係長 山崎公民館事業係主任 田中公民館事業係主事
会 議 次 第	１ 開会 ２ 開会の挨拶 ３ 出席職員の紹介 ４ 小金井市緑センター事業運営委託に係る説明 ５ 質疑応答 ６ 閉会の挨拶 ７ 閉会 配付資料 資料１ 「小金井市緑センター事業運営委託に係る説明会」概要説明用資料

会 議 結 果

次第 1 開会

【鈴木公民館長】

- ・ これより緑センターの委託に向けた市民説明会を始める。

次第 2 開会の挨拶

(梅原生涯学習部長より開会の挨拶)

次第 3 出席職員の紹介

(出席職員による自己紹介)

次第 4 小金井市緑センター事業運営委託に係る説明

【内田図書館長】

- ・ これより緑センター委託事業の概要説明を行う。

(内田図書館長及び鈴木公民館長より配布資料 1 に沿って概要説明)

次第 5 質疑応答

【市民 A】

- ・ 東センターや貫井北センターと違って、緑センターには宿泊設備や野外調理場といった青少年センターとしての機能がある。これらの設備は存続するのか。存続する場合、委託後の運用についてはどこまでを委託先に任せ、どこまでを市が管理するのか。
 - 宿泊事業については、法的な手続き等の関係から現時点では布団代を徴収する形での使用ができない状況となっているため、利用のルール等の整理や見直しを行ったうえで存続させていきたい。野外調理場については、近隣住民や関係団体等との意見交換を重ねてきた。現時点では、周辺環境への影響がなるべく少なくなるよう利用方法等の整理を行い、存続させるという方向で考えている。その中で、野外調理場がある本来の趣旨、青少年の社会教育に資するという位置づけを明確に出して存続させていくという方向で検討している。(鈴木公民館長)
 - 宿泊事業については、夜間早朝の時間帯のため、現在の対応と同様シルバー人材センターに委託している時間帯となる。野外調理場については、市で管理していく必要があると考えているため、利用方法等についてきちんとルールを定めて、そのルールに従って使用してもらう。(鈴木公民館長)

【市民 A】

- ・ 野外調理場については委託に含めず、市で管理していくのか。また、宿泊について、申込みは市が管理するのか、それとも申込みを含めた全てを委託先が管理するのか。
 - 野外調理場については、受付業務は市が行う想定。緑センターに常駐するのが委託先の職員となるため、そちらでの受付も想定する必要があると思うが、設備の利用や維持管理については市が責任を持って管理する。宿泊設備については、基本的

には公民館本館で受付をするという形になると思うが、宿泊先である緑センターでの受付も想定する必要があると思うので、どのような運用が望ましいか、今後考えていきたい。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 宿泊を含めた事業を緑センターで実施する場合、その宿泊対応は委託先が行うのか。それとも市が行うのか。
→ 事業の講座部分については委託先が管理し、宿泊については市が管理する。基本的には17時以降の対応は市及びシルバー人材センターが行うことになる。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 受託者側が、宿泊を伴う講座を企画・実施しても大丈夫なのか。
→ 基本的に宿泊に伴って事業者が費用を徴収するという行為自体が旅館業法に抵触する。利用者が講座のために部屋を確保し、その延長で宿泊するということであれば、事業者が費用を徴収する必要が無いので可能だと思う。だが、事業者側が宿泊を伴う主催講座を実施して、食事代も布団代も徴収しないというのは事業として成立しづらいのではないかと思うため、実施は難しいと思われる。(渡邊公民館庶務係長)

【市民A】

- ・ 青少年センターの機能として、宿泊はとても重要なもの。その機能を緑センターが引き継いでいるというのであれば、委託先の事業者にもぜひ宿泊を伴う講座を実施してもらいたい。
→ 法に抵触しない範囲で実施することは可能。ニーズがあるならば考えていく必要があると思うし、その点については課題としたい。(鈴木公民館長)

【市民B】

- ・ 野外調理場の存続は確実なのか。かまどが崩れていたり、煙突に不具合があったりと、利用する際に不安な点があるが、そこは直してもらえるのか。
→ ご指摘のとおり、かまどや木のテーブルなど壊れかけているものもあり、そうした箇所は市が修繕もしくは改修を行っていく必要があるものと認識している。また、近隣の住環境を守っていくために周辺を生垣で覆う、消火のための道具を市で用意する等の対策をとった上で、青少年教育のための野外調理実習の施設であるということをしっかりと打ち出して、それを理解していただける方に使っていただけるよう、行政が責任をもって利用方法に関するルールをきちんと定めていきたい。(鈴木公民館長)

【市民C】

- ・ 委託のメリットについては理解したが、デメリットについても教えていただきたい。
→ これまでと職員体制が大きく変わってしまうという点が、利用者にとっては不安に思われるところだと思う。新しく入ってくる事

業者の方といかに信頼関係を築いていくかというのが重要だと思うので、丁寧な引継ぎの中で新たな関係性を構築できるよう市としても努めたい。（鈴木公民館長）

【市民D】

- ・ 現在、公民館を営利目的で使用することはできないという認識でよいか。
→ 公民館側が営利を目的とした事業を実施するのは法で禁止されているが、市民が実施することについては、文部科学省から「全ての営利活動を禁止するものではない」という旨の見解が出されており、線引きが難しい。公民館本来の社会教育の意義というものを考えたときに、こういった運用が適当なのかということについては様々な議論がある状況。（鈴木公民館長）

【市民D】

- ・ 公民館利用団体の中には、どう見ても営利を目的にしているであろうものや、同一の代表者が名称だけ変更して利用しているように見えるものも多く見受けられる。新しく受託する事業者には、各団体の利用方法についてしっかり管理してもらいつつ、これまでの歴史を踏まえた柔軟な対応をお願いしたい。
→ ある活動が営利と言えるかどうかについては、非常に判断が難しい。現状としては、利用団体の代表者が講座等の参加者から一定の金額を徴収し、そのお金が代表者の収益として帰属するというのであれば、それは営利であるという見方をしている。この点については利用者からしても非常にわかりづらい部分だと思うので、市の法務担当とも相談しつつ、今後、一定の指針を示していきたい。（鈴木公民館長）

【市民D】

- ・ その点については理解した。ただ、明らかに同一の代表者が名義だけ変更して部屋を多数確保しているような状況はやはり見受けられる。このようなやり方をされると、地道に社会教育活動をしようとしている団体が部屋を確保できなくなってしまう。こうした点については理解していただき、正しく運用してもらえようをお願いしたい。

【市民E】

- ・ コスト削減を目的に委託をするのに、委託先の職員にはさらなる専門性を求めるというのは、事業者にとっては辛いのではないか。一般的に、高い専門性を持つ職員を採用するには通常よりもコストが掛かってしまうのではないか。
→ 公民館に配属されている市の正規職員は一般事務で採用されており、専門性のある職員の配置や経験の蓄積が難しいという課題がある。委託後は、責任者を含め一定数の有資格者や社会教育経験者を配置してもらうことになる。どの程度の数の有資格者等を配置するのかについては、事業者からの提案を受けた上で、適切な事業者を選定していくことになる。（鈴木公民館長）

【市民E】

- ・ 専門職の方を採用するというのなら、これまで以上にコストが掛かり、むしろ予算はオーバーしてしまうのではないか。

→ 受託希望業者を広く募ることになるので、採算が取れない考える事業者は手を上げてこないと考えている。(鈴木公民館長)

【市民E】

- ・ 資料P15に「多世代交流の場の整備を目指す」とあるが、現在はどういう事業を行っているのか。
 - 幅広い世代の方に利用していただけるよう蔵書の質の向上を目指すとともに、本に関わる様々なイベントを今後も実施していきたい。(内田図書館長)
 - 現在行われている町会や自治会などの地域の活動などは、公民館の使命である「地域課題の解決」につながる活動であると考えている。こうした活動をより発展させることを目指していく。(鈴木公民館長)
 - 若い世代の人たちにも関心を持ってもらえるよう、緑小と緑中合同の合唱コンサートを今年度実施する予定。(山崎公民館緑分館長)

【市民A】

- ・ 業務委託は図書館と公民館を一体で行うのか。別々の事業者が請け負うということもあるのか。一括で委託することでどのような効果を見込んでいるのか。
 - 東センターや貫井北センターについては、公民館と図書館の連携事業を実施するなど、一括委託の効果が見受けられる。このような効果を期待して、緑センターについても公民館と図書館を一括で委託することとした。(鈴木公民館長)

【市民B】

- ・ 事業者が利益を求めて、浴恩館公園などに自動販売機を設置するなどということはあるのか。
 - 緑センターを受託した事業者が浴恩館公園に自動販売機を設置することはできない。一方、浴恩館公園を含む市内の公園管理は環境部の所管となるが、令和6年4月から「指定管理」という方法で委託を予定している。一般的に指定管理は業務委託と比べて自由度が高い事業活動ができるのは事実。(鈴木公民館長)

【市民B】

- ・ 自由度が高いということで、非常に不安を覚える。市民が大切に守ってきた浴恩館公園の歴史や自然環境が保たれるよう今後も配慮してほしい。
 - 事業者が勝手に木々を伐採したり、建物を壊したり、ということはない。指定管理になるとはいえ、浴恩館公園の歴史や自然といったコンセプトは当然維持されるものとする。(鈴木公民館長)

【市民F】

- ・ 浴恩館公園美化サポーターの活動を通して、環境政策課には委託後も浴恩館公園には自動販売機等は置かないよう要望している。
 - ご要望については、所管課に改めて伝えたい。(鈴木公民館長)

【市民F】

- ・ 所属するサークルで年に1回講座を開催し、資料代や保険代などを徴収することがあり、そのお金が少し余ることもある。決して営利目的ではないのだが、金額的にこれ以上のお金を徴収すれば営利であるなどの基準を示してはもらえないか。
- 徴収する金額の大小で営利・非営利を判断することは困難。再度のお伝えになるが、主催者が自分でお金を集め、それを自分の収入にするというのであれば、営利であると判断することになる。今後、きちんとした形でなんらかの指針を示せるようにしたい。(鈴木公民館長)

【市民G】

- ・ どのように委託業者が決まるのか教えてもらいたい。
- 事前に実施したサウンディング調査で4者の事業者から聞き取った提案や要望、また本説明会で利用者からいただいたご意見等を基に業務の仕様書を作成する。その仕様書をベースに公募型のプロポーザルを実施し、応募のあった各事業者から事業内容に関して提案していただく。そしてその提案内容を市で評価し、点数が一番高かった事業者に業務を委託する、という流れになる。現在、プロポーザルに関する書類を作成しているところで、6月市議会の予算特別委員会で緑センターの委託に関する補正予算が可決された後、6月末から7月初頭には市のホームページにて公募型プロポーザルに参加する事業者の募集を開始する予定。(渡邊公民館庶務係長)

【市民G】

- ・ 現在4者の事業者から応募があるのか。
- サウンディング調査に参加していただいたのが4者であり、その4者が実際に応募してくるかどうかはわからない。なるべく多くの事業者に応募してもらいたいと考えている。(渡邊公民館庶務係長)

次第6 閉会の挨拶

【鈴木公民館長】

- ・ 以上で緑センターの委託に向けた市民説明会を終了する。

—— 了 ——